

## 知らない業者から昔の「配置薬」の代金を請求された!?

### 【事例】

過去に亡父が契約した配置薬について、業務を引き継いだという会社の社員が訪ねてきた。8年間も訪問がなく、中身は空で薬箱のみ保管してあった。状況を話すと、薬箱に入っていたはずの薬全部の代金として15万円を請求されたが、支払わなければならないか？（50代 男性）

配置薬とは、事業者が家庭に薬を預け、定期的に訪問して使用した分の薬代を集金し、薬を補充するシステムです。

事業者と消費者の信頼関係の上に成り立つこの商法は長い歴史があり、今でも便利なサービスとして親しまれていますが、一方で代金の請求に関して【事例】のようなトラブルも発生しています。

### 【消費者へのアドバイス】

- ① 契約していた事業者と違う事業者に請求されても、前の契約業者から消費者あてに債権譲渡通知書が届いていなければ支払う必要はありません。「委任を受けた」と言われても、書面の通知がなければ効力は生じません。
- ② 仮に債権譲渡通知書があつて請求を受けた場合でも、使用した薬代金の請求権は2年という短期の時効で消滅するのが一般的ですが、「一部だけでもいいから払って欲しい」などと言われて思わず払ってしまうと、債務を承認したことになり、時効を主張できなくなるので注意してください。
- ③ 配置薬を預かると保管義務が生じ、事業者が薬箱を回収しないまま訪問が途絶えた場合、使用期限が過ぎた薬や薬箱を持て余すこととなります。トラブルを避けるためにも使わないのであれば、すぐに解約を申し出て引き取ってもらいましょう。
- ④ 配置薬についてトラブルでお困りの時は、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。

(2012年4月)